# いじめ防止基本方針

平成26年度4月策定 令和元年度4月改訂

鹿児島市立向陽小学校

# I いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。ゆえに、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。そのためには、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、 教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格 の健やかな発達を支援するという児童観・教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校経営の基本理念に、「子どもの自己実現を図る『4感教育』」(信頼感を深めるよき理解者、成就感をもたせるよき授業者、存在感を味わわせるよき演出者、自立感を育てるよき支援者)を基盤にした教育活動を掲げ、それを推進し、市・学校・家庭・地域がそれぞれ連携しながら、人間形成教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

# Ⅱ いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下はいじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) 嫌がらせやいじわる等,多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

### 2 いじめの防止

全ての教育活動をとおして、全児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。そのためには、日々の授業や学校行事等において、主体的に取り組む共同活動をとおして、互いの信頼関係を築かせるとともに、児童が安心して自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」に努める。また、日頃から、児童及び保護者との信頼関係を構築するとともに、地域や関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止に努める。

#### 3 いじめの早期発見

学校・家庭・地域が連携し、児童のささいな変化に気づき対応する。そのためには、定期的な「いじめアンケート」の実施や教育相談の実施をとおして、児童の思いに気付く体制を整える。

#### 4 いじめへの対処

いじめを把握した場合の対処について共通理解を深め、学校として組織的な対応ができるように 体制を整える。

### 5 教職員の資質向上

いじめ問題について全職員で理解を深め、適切な対応ができるように努めるとともに、心理や福祉の専門家を活用して、カウンセリング能力等の向上を図るための職員研修の充実を図る。また、外部の研修会にも積極的に参加し、その内容を全職員へ還元しながら職員一人一人の資質を高める。

### 6 家庭,地域との連携

いじめ問題に対して、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を踏まえ、PTA運営委員会や学級PTA等の場で、それぞれ何をすべきか協議する。

周りの大人が、子どもの悩み等をより多く受け止めることができるように、向陽校区まちづくり 審議会等で、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働していく。

#### 7 関係機関との連携

教育委員会と連携しながら、必要に応じて関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等) と適切な連携を図る。

児童に対しては、市や県のいじめ相談窓口等について、適切に周知する。

## Ⅲ いじめ防止のための校内組織

1 心の教育推進委員会

いじめ防止を,学校の中核となって組織的に進め,重大事態に迅速かつ的確に対応するために, 「心の教育推進委員会」を設置する。

## (1) 実施方法

ア 定期「心の教育推進委員会」(定期委員会) 年6回,実施する。

イ 緊急「心の教育推進委員会」(緊急委員会)

いじめが発覚した際等は、学校長の判断により、随時本委員会を開催する。

## (2) 構成委員

ア 通常時

校長・教頭・三主任・養護教諭(全職員が参加)

# イ 緊急時

上記,校内構成委員に加え,校外構成委員を招集する。

(状況・内容に応じて学校長の判断により、民生委員等を依頼・招集する。)

### (3) 主な役割

ア 通常時(定期委員会)

本委員会は、学校基本方針に基づく「いじめ防止」の一連の取組を、日常的に組織的・計画 的に進めることを主たる目的とする。

主 な 役 割	内容	時期・場所・担当
情報の共有化	○ いじめの疑いのある情報を職員から収集し,	毎月一回もしくは2ヶ
	いじめであるかどうかの判断を行い、全職員	月に一回
	で情報を共有し、組織的に対応する。	生徒指導主任
相談•通報	○ いじめの相談・通報の窓口として,職員・	随時
	児童・保護者・地域住民等から広く情報を収	教頭 生徒指導主任
	集する。	養護教諭
記録	○ 職員等が個別に認知した情報をもとに「い	随時
	じめかどうか」を総合的に判断するために,	生徒指導主任
	いじめに関する情報を集約し、児童ごとに記	担任
	録する。	
	○ いじめの経緯や指導経過などを記録するこ	
	とで、以後の指導の資料とする。	
年間計画策定	○ 毎年度末に学校基本方針に基づき,次年度	年度末
	の具体的な活動と研修の年間計画の策定を行	生徒指導主任
	う。	生徒指導部
点検・見直し	○ 毎学期末に、PDCAサイクルで取組の検	毎学期末
	証・修正を行う。	生徒指導主任
	○ 点検・検証を元に、必要に応じて取組の見	生徒指導部
	直しを行い、より実践的・効果的な取組を進	
	める。	

# イ いじめ対策緊急委員会(緊急時)

いじめの疑いが濃厚な情報があった場合、即時に本委員会を開催する。

主 な 役 割	内容	時期・場所・担当		
情報の共有	○ いじめ事案情報の共有化を図る。	即時		
	○ 対策(取組・対応)状況の情報の共有を図	随時		
	る。	教頭 生徒指導主任		
対策の検討	○ 事案情報を分析し、事案への対応方針、該	即時		
	当児童への対応方法、指導・支援体制等、保	教頭 生徒指導主任		
	護者・関係機関との連携など具体的対策を検			
	討する。			
組織的対応	○ 決定した対策に従い、全職員で組織的に対	随時		
	応するための中核となって機能する。			

# 2 家庭・地域・関係機関等との連携

# (1) 家庭・地域との連携

学校基本方針に基づく取組を効率的かつ効果的に進めるために,児童の生活基盤である家庭及び地域との連携を図る。

連携対象・組織	内	容	時期・場所・担当
家庭・保護者(PTA)	〇 組織参画		随時
	内容・状況に応じて,	心の教育推進委	
学校評議員	員会へ参加・協力を要請	する。	各会開催時
校区まちづくり協議会	〇 取組協力		・学級 P T A (学級)

地	• 各町内会長	学校の取組に参加・協力を依頼する。	・ P T A 運営委員会
	<ul><li>あいご主事</li></ul>	○ 評価・改善	(校区公民館)
	· 民生委員	毎学期末の学校評価等により、取組の	・PTA総会
	<ul><li>地区PTA等</li></ul>	改善・見直しに生かす。	(体育館)
域	学校支援ボランティア	〇 情報提供	• 学校評議員会
	スクールガード	家庭や地域での子どもたちの情報を,	(校長室)
	児童クラブ	学校へ提供してもらう。	・校区まちづくり協
	スポーツ少年団		議会(校区公民館)
			等

## (2) 関係機関等との連携

年間計画作成のための助言や各取組に対する専門的な助言・協力を得ることで,適切かつ実効的ないじめ防止に努めるとともに,いじめ事案が発生した際は,市教育委員会に参加・助言してもらうことで,より実効的ないじめ問題の解決を進める。

関係機関	内容	備考
市教育委員会	〇 組織参画	• 随時連携
青少年課(227-1971)	内容・状況に応じて、心の教育推進委	
	員会へ参加・協力を要請する。	
	○ 指導・助言	
	状況に応じて報告・相談し、指導・助	
	言を受ける。	
スクールカウンセラー	〇 組織参画	・SCは月2回依頼
(市教育委員会青少年課経由)	内容・状況に応じて,心の教育推進委	
(227-1971)	員会へ参加・協力を要請する。	
臨床心理相談員	○ 児童・保護者の心のケア	・職員研修でも計画
(市教育委員会青少年課経由)	必要に応じて、児童・保護者の心のケ	的に依頼
(227-1971)	アを依頼する。	
学校医 (島田ひふ科)	〇 組織参画	
(214-4522)	内容・状況に応じて、心の教育推進委	
紫原中学校(257-4554)	員会へ参加・協力を要請する。	· 校区公民館運営審
西紫原中学校(252-1554)	〇 指導・助言・協力	議会委員
宇宿交番(253-1344)	より専門的な見地からの助言・協力を	・安心安全ネットワ
田上交番(281-6361)	依頼する。	ーク会議でも連携
中央児童相談所(桜ヶ丘)		_
(264-3003)		

# IV いじめの未然防止について

いじめの未然防止のための取組

職員	児   童	家庭・地域
○ わかる授業づくりに努めると	○ 学習習慣や生活習慣を整え、	○ 家読の日の取組を推進
ともに,いじめは絶対に許さな	集中して学習に取り組んだり、	することで,豊かな感性
いという教職員の姿勢を示す。	規則正しく楽しい生活ができ	を育み、親子の対話の機
○ 学習規律を徹底し,確実に学	るようにする。	会を増やし,親子関係の

- 主 習のしつけを身に付けさせる。 | 主体的な児童会活動を推進 |
- 好ましい学級集団づくりに努 めるとともに、いじめは許さな いという自分の意思によって行 な た,いじめを見て見ぬふりをし 取 ないように指導する。
- 学校行事等を通して体験活動 を充実させ、豊かな学びと心の ○ 学校行事に児童を主体にか 育成を図るとともに、学級・学 組 年・学校の集団の連帯感を深め させる。
- 内 〇 人権感覚を磨き、他者への共 感的理解、自己有用感を高める○「いじめ防止啓発強調月間○ あいご活動への積極的 人権教育を進めるとともに, い 容 じめ解決に向けた, 児童の主体 的な活動を支援する。
  - 「いじめ防止啓発強調月間(ニ コニコ月間)  $5/25 \sim 6/25$ 」では、 いじめアンケートの実施, 児童 の啓発活動 (ポスター,標語作 成)、保護者の啓発活動(学校だ ○ 相談窓口は、家庭や学校だ ○ 「いじめ防止啓発強調 より等),地域との連携(学校だ より)の充実を図る。
  - 心に届く道徳教育を推進し、 話合い活動等をとおして、いじ ・ 市青少年補導センター めについて考えさせる場を設定 する。
  - 特別活動やキャリア教育をと おして, 児童同士の好ましい人 間関係を構築させる。
  - 日頃から、朝の会・帰りの会 等をとおして、ひとりで悩まず に, 家族・学校・友達・関係機 関等に相談するように指導す る。

- することで, 自分たちで学校 を良くしていこうとする心情 ○ 毎月23日の読書の日 を育む。
- 動がとれるように指導する。ま 学校行事や集会活動を通し て異学年との交流を深め,他 者理解・自己理解を深めさせ ○ PTA活動を充実させ る。
  - かわらせ、成就感・達成感を 味わわせる中で, 自己有用感 や協力の大切さを体感させ る。
  - (ニコニコ月間)  $5/25 \sim 6/25$  | の作品作りに積極的に取り組 ませ、人権意識の高揚に努め ○ いじめ等の相談窓口と させる。
  - 人のために働く喜びを体感 させることで, 相手を思いや る心情を育む。
  - けではなく, いろいろな所に あることを知らせておく。
  - ・市いじめ相談 224-1179

224-2000

- 向上と児童の心情把握を 図る。
- に,親子読書を設定し, 親子のふれ合いの時間を 増やす。
- ることによって、学校と 保護者の信頼関係を深め るとともに、いじめ等に ついて学校と家庭が連携 して取り組めるようにす る。
- 参加により,地域全体で 児童を見守る体制を作る。
- なる関係機関について, 学級PTAでパンフレッ ト等をもとに理解してお
- 月間 (ニコニコ月間) 5/25 ~ 6/25」は、親子でいじ めについて考える時間を 設定する。
- 市教育委員会主催の「明 るく楽しい学校づくり市 民大会」等に積極的に参 加し, 学校・家庭・地域 の在り方について研修す る。
- 校区公まちづくり協議 会等で,児童の健全育成 について情報交換をする ことで、様々な角度から、 複数の目で児童を見守り 対応する。

# V いじめの早期発見

いじめの早期発見のための取組

○ 計画的・定期的及び臨時に ○ 担任だけでなく,養護教諭 ○ 学級PTAや学校便り 「いじめアンケート」を実施し、 個別に対応し、必要に応じて全 体指導を行う。

や司書,管理職などを相談先 として, 児童に知らせておく ことで、報告・相談しやすい 等を通じて,毎日,登校 前・下校後の児童の様子 を観察したり、声をかけ

家庭・地域

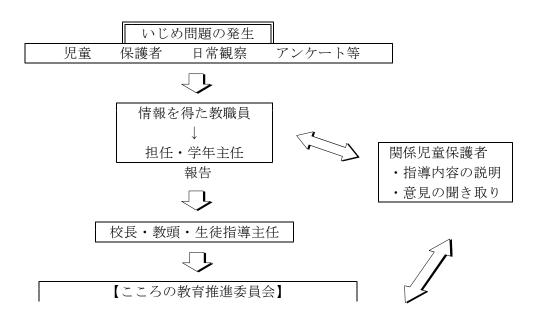
- 主 「いじめ対策必携」(県教育 体制を作る。 委員会)を活用し、「子供が出○ 児童が、学校での様子を保 すサイン」を確認して迅速・適 切に対応する。
- 取 計画的に個人面談を実施し, 状況によっては臨時かつ早急な 面談も実施する。 組
  - 計画的・定期的に「学校たの しーと」を実施・分析し、児童 の心情把握・早期対応を図る。
- 容 朝の会や帰りの会の様子の観 察や授業中・休み時間の行動の 把握に努めるとともに,体育の 時間等で暴行や虐待の跡がない かを観察する。
  - 毎日の日記の内容や持ち物等 の変化を確認する。
  - スクールカウンセラーによる 教育相談を,保護者に呼びかけ 計画的に進める。
  - 日々の管理職による校内巡視 や養護教諭による健康観察簿回 収等をとおして,児童の危険信 号を見逃さないようにする。
  - 心の教育推進委員会や職員朝 会等で、気になる児童について 報告し,全職員で情報を共有し 対応する。

- 護者に話したり、気になるこ 担任だけでなく、全職 とを相談したりするように, 日常的に指導・声掛けをす
- 気になることや困っている ことを,何でも日記に書くよ うに指導する。
- 道徳や特別活動を通じて、 困っている子にはすすんで声 をかけたり、職員へ報告させ たりする雰囲気作りに努め ○ 児童通学保護員,スク る。

- たりすることを呼びかけ
- 員で保護者・地域と積極 的にかかわったり,地域 行事等に参加したりする ことで,信頼関係を深め, 相談しやすい学校づくり に努める。
- スクールカウンセラー や臨床心理相談員等の活 用を図る。
- ールガード, あいご主事, 民生委員等との連携を深 めることで,様々な観点 から広く情報を収集す る。

# Ⅵ いじめの早期対応について

1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



市教育委員会 青少年課

←報告 指導→

- ①報告・共通理解
- ②調査方針・分担決定
- ③調査班編成(事案により構成員の決定)
- ④具体的対策の周知・今後の方針の周知
- ⑤対応班編制



## 対応班による指導

(いじめ解消に向けた指導)

① いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童の安全を確保し、いじめを受けた児童の側に立って、具体的 な対応策を示し、安心感をもたせる。必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床 心理相談員の活用を図る。

② いじめを行った児童への対応

十分に話を聞いた上で、いじめは人間の生き方として絶対に許されない行為であ ることを理解させる。必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員の活 用を図る。

③ いじめを通報した児童への対応

通報した児童のプライバシーが守られるように配慮するとともに、通報した児童 の勇気を賞賛し、通報した児童の安全確保を徹底する。

④ いじめを行った集団及び周囲の児童への対応

いじめを行った児童の周りで、一緒に見ていることは、いじめ行為と同じである 支援 ことを理解させる。また、いじめを自分の問題として考えさせ、いじめを見かけた らすぐに知らせる勇気を持たせる指導をする。

⑤ 保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者の双方に、家庭訪問 をし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応をする。必要に応じて、スクー ルカウンセラーや臨床心理相談員の活用を図る。

⑥ 地域や家庭,関係機関等への対応

学校評議員、PTA等の関係団体等と、いじめ問題について協議する場を設け、 必要に応じて、協力を依頼する。さらに、いじめ問題で指導が困難な場合は、児童 相談所や警察などの関係機関との連携を図る。



解消継続指導・経過(管理職への報告)



観察(保護者との連携)



再発防止・未然防止活動



心の教育推進委員会(再発防止の検討)



全体指導(他の児童への指導)

警察

児童相 談所

SC

連絡 臨床心 相談 理相談 員

## Ⅶ 重大事態への対応について

1 重大事態について

児童や保護者から、いじめにより心身や財産等が重大事態に至ったという申立てや自殺・入院 といった重大事案が発生した場合、即時に適切な報告・調査等に当たる。

#### 《重大事態の意味》

- 生命,心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 いじめを受けた児童が長期欠席を余儀なくされている場合,不登校の定義を踏まえ,年間 30日を目安として判断する。ただし,児童が一定期間,連続して欠席しているような場合に は、上記目安にかかわらず、教育委員会と連携しながら迅速に調査に着手する。

# 2 重大事態への緊急対応

ア 緊急対応

重大事態発生時に,重大事態の解決を図ると共に,学校の受ける誤解や信用失墜等の被害を 最小限に抑えるために一連の活動及び対処を行う。

イ 具体的な緊急対応の方策

重大事態を認知した場合、校長は「緊急委員会」を即時に開催し、事実関係の把握に努める と共に、迅速に市教育委員会に報告する。学校は、緊急委員会を中心に、市教育委員会と連携 して全校体制で対応に当たる。

## 3 緊急対応策

ア 事実関係を,正確に把握する。

学校が主体となって調査に当たる場合、緊急委員会が中心となって、事実関係を可能な限り網羅的に調査する。その際、因果関係の特定を急ぐのではなく、関係機関等との情報連携を図りながら情報収集を行う。具体的にはアンケートや関係者の面談を実施することになるが、客観的な事実関係を次の要領で速やかに調査する。

①いつ(いつ頃から) ②どこで ③誰が ④何を,どのように(態様)

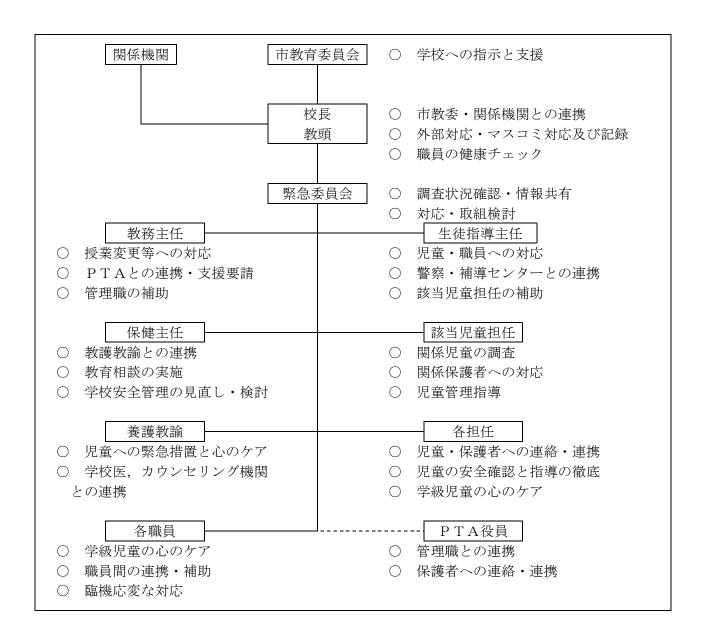
⑤なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

# 調査に入る場合は次の点に留意する。

- 教師,児童からの聞き取り項目の詳細については,教育委員会と連携して進める。
- いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査を進める。
- 情報を提供してくれた児童の安全確保を図る。
- インターネット上の情報拡散等に対しては、「学校ネットパトロール事業」を活用し、緊 急監視を実施する。

### 4 重大事態発生時の緊急対応組織

重大事態の発生を認識した校長は、緊急委員会を招集し組織的対応を図る。



## 5 解決を図るために

重大事態に対し、事態による被害を最小限にくい止め、迅速に事態を解決し、重大事態発生以前の安全な状態を早期に回復しなければならない。

基本的には、担任・生徒指導主任等による調査をもとに、組織的に連携を図りながら解決を図る。しかし、重大事態の当事者以外にも、学校を取り巻く環境には関係者が多く存在する。重大事態の解決に当たっては、それらへの対応も重要となる。

また、被害児童の他にも保護者や地域の関係者に心のケアを行う必要がある。

# **VIII** その他

- 1 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 2 学年末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本 方針を更新していくようにする。